資料３

元町地区復興まちづくりの検討状況について

１．元町地区復興まちづくりの主要事業と事業手法

（１）元町地区の復興まちづくりの主要事業

元町地区復興まちづくりの主要事業一覧（平成 27 年 1 月末現在）

事業主体	事業名	概要	事業年度
大島町	町道新設・改良事業	大金沢流路沿川町道新設（湯の浜橋～丸塚橋）	平成 26 年度～
		大金沢流路沿川町道新設（丸塚橋～堆積工）	
		既存町道改良整備（木伐大道改良整備）	
	新設町道隣接地等の広場整備		平成 27 年度～
	メモリアル公園整備		平成 26 年度～

（２）大島町の復興まちづくりに活用する事業手法

・町道新設・改良、新設町道隣接地等の広場は、都市防災総合推進事業「被災地における復興まちづくり総合支援事業」を活用して整備します。

・メモリアル公園は、公園の区域を都市計画に定めて、都市公園事業を活用して整備します。

【都市防災総合推進事業　被災地における復興まちづくり総合支援事業の概要】

所管：国土交通省　都市局　都市安全課

資料出典：国土交通省ホームページ

（http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000044493.pdf）

被災地における復興まちづくり総合支援事業

社会資本整備総合交付金に「都市防災総合推進事業」があります。
この事業には各種事業メニューを支援できる制度で、大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援としての『被災地における復興まちづくり総合支援事業』がH20年度に創設され、活用されています。

目的

大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するために、地方公共団体（市町村[注]）による早期復興のための計画策定に対する支援と、計画に位置づけたれたまち全体の復興のためのまちづくりに対して支援を実施しています。

注：被災地における復興まちづくり総合支援事業は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第３条の規定に基づく措置が適用された市町村に限ります。

被災地における復興まちづくり総合支援事業のイメージ

地震・水害等

早期復興のため、短期に多額の財源が必要

①復興まちづくり計画策定支援
・復興まちづくり事業計画の策定
・住民合意形成

災害に強いまちへの復興
地域活力の早期復興

復興まちづくり事業計画の策定

被災地の特性に応じた
まちづくりの支援

②復興に向けた公共施設等整備
・災害に強いまちに復興するための公共施設整備
・まちの活性化につながる公共施設の高質化等

③復興まちづくり施設整備助成（間接補助）
・まちの復興のために実施する共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設への助成

被災した商店街

左記の①～③の支援により、災害に強いまちへ再生

活力と魅力あるまちに復興

交付対象（交付率）【事業主体　市町村】

①復興まちづくり計画策定支援（1/2）

◆「復興まちづくり事業計画」の策定
- 復興まちづくり計画の作成及び付随する調査に要する費用

◆住民合意形成
- 住民合意形成等コーディネートに要する費用

＊1景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観区域、同法第61条の規定に基づく景観地区、及び同法第76条の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の区域を含む地区。

②復興のための公共施設等整備

◆災害に強いまちに復興するための公共施設等整備（１／２）
- 測量費試験費：事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
- 実施設計費：地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の実施設計に要する費用
- 工事費：地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の工事に要する費用
  （復興まちづくり拠点施設については、購入費を含む）
- 用地費：地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の整備に必要な用地の取得費用
- 補償費：地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の用地取得に付随する補償に要する費用

◆まちの活性化につながる公共施設の高質化等（１／３、景観法に基づく景観区域等[*1]は１／２）
- 測量費試験費：事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
- 実施設計費：高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の実施設計に要する費用
- 工事費：高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の工事に要する費用
  （復興まちづくり拠点施設については、購入費を含む）
- 用地費：高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に必要な用地の取得費用
- 補償費：高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の用地取得に付随する補償に要する費用

③復興まちづくり施設整備助成（1/3、間接補助）

（地区の復興のために地域住民等が行う、次に掲げる費用の一部を地方公共団体が補助）
- 実施設計費：修景施設の実施設計に要する費用
- 工事費：共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設の工事に要する費用

用語の定義

①復興まちづくり計画策定支援

○復興まちづくり計画：地方公共団体による早期復興のための事業計画

②復興のための公共施設等整備

○地区公共施設：道路、公園、緑地、広場その他の施設
○防災まちづくり拠点施設:防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設
○高質空間形成施設：植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等
○復興まちづくり支援施設：各種イベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設

③復興まちづくり施設整備助成

○共同施設：通路・駐車施設・児童遊園・広場・緑地
○復興まちづくり支援施設:各種イベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（地方公共団体が自ら所有・管理するものは除く）
○修景施設：建築物、建築設備、外構等の外観及び色彩に係る修景

【都市公園事業の概要】

所管：国土交通省　都市局　公園緑地・景観課

資料出典：国土交通省ホームページ

（http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/hojo/hojo/index.html）

・地方公共団体等が行う都市公園（※）の整備を推進する事業です。

※都市公園とは都市計画法に基づいて整備される公園をさします。

補助率

		国の補助	都道府県・市町村の負担
都道府県及び市町村の公園	用　地	1／3（1／2）	2／3（1／2）
	施　設	1／2	1／2

※　（　）は沖縄［沖縄振興特別措置法］および緩衝緑地［公害の防止に関する事業に係る国の財政上の措置に関する法律に基づくもの］

２．町道新設・改良事業について

（１）町道新設・改良事業のこれまでの検討経過

年　月		実施事項
平成 26 年	10 月	・道路幅員等の検討（湯の浜橋～丸塚橋） ・町道概略設計の着手（湯の浜橋～丸塚橋）
	11 月	・地権者個別ヒアリングの実施 ・元町地区復興まちづくり計画検討進捗報告会開催（11 月 14 日 町道整備にかかる進捗について説明） ・丸塚橋～堆積工までの整備方針の検討（右岸に歩行者専用道として整備）
	12 月	・路線測量の実施（湯の浜橋～丸塚橋） ・地権者個別ヒアリングの実施 ・町道計画線の決定 ・大金沢流路にかかる土地の境界立会及び町道に関する地権者説明の実施
平成 27 年	１月	・大金沢流路の境界位置と町道の位置を示す杭の設置（２月中旬頃まで） ・神達、丸塚一帯の現況測量（３月末頃まで） ・町道詳細設計の着手（湯の浜橋～丸塚橋　３月末完了予定） ・歩行者専用道路の概略設計の着手（丸塚橋～堆積工　右岸側） ・メモリアル公園を連絡する道路ネットワークの検討（幅員５ｍの道路新設と木伐大道の改良の方向性を確認）
	２月	・町道概略設計の着手（丸塚橋～堆積工　左岸側）

（２）今後のスケジュール

※ 現時点での想定スケジュールであり、今後変更となることがあります。

・平成 27 年度　　流路改修区間の道路用地等の買収

・平成 28 年度～　　整備工事

※大金沢流路沿川町道は、順次、下流域から整備を行います。

元町地区の道路等整備の検討状況（平成 27 年２月現在の案）　大島町作成

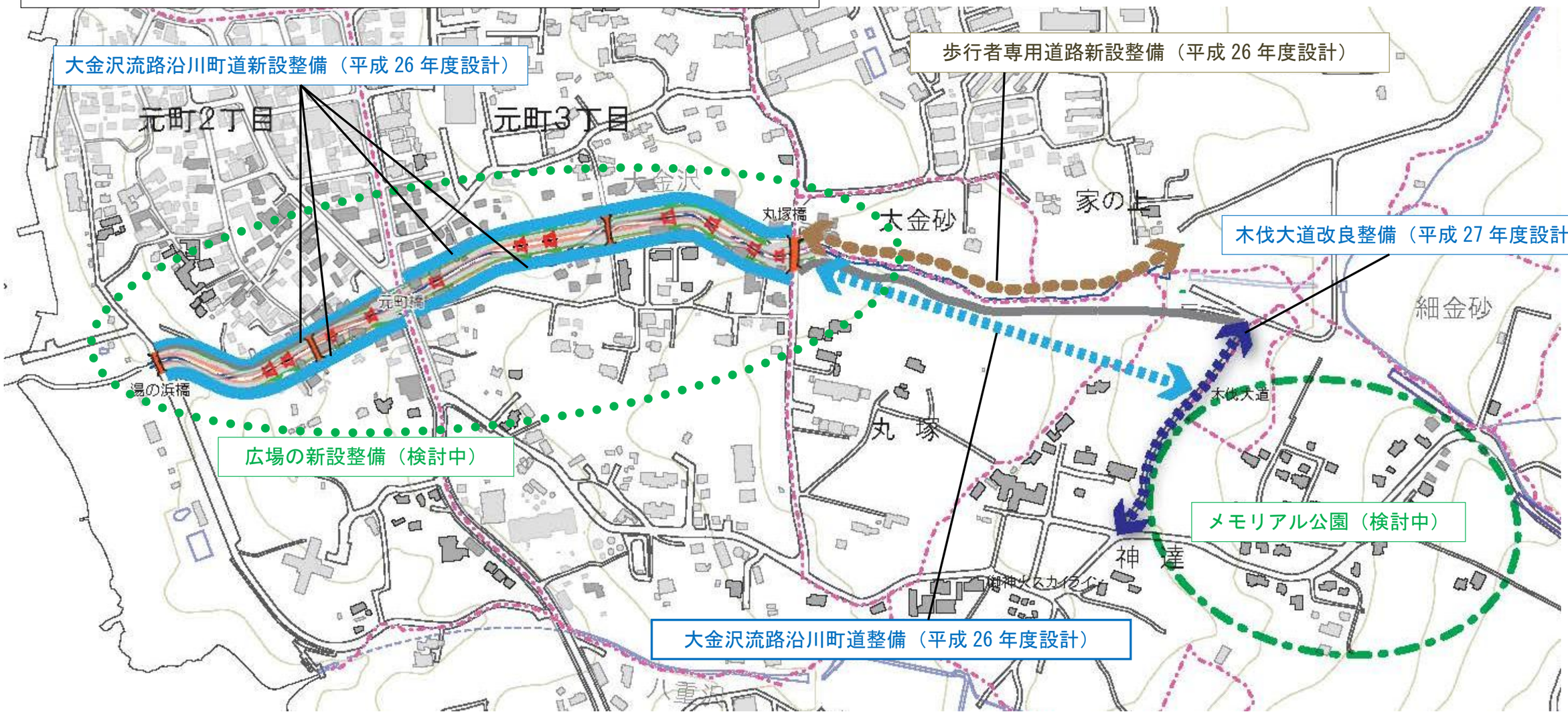

３．メモリアル公園について

（１）メモリアル公園のこれまでの検討経過

年　月		実施事項
平成 26 年	10 月	・公園整備に向けた進め方等の検討 ・公園基本計画の作成に着手
	11 月	・元町地区復興まちづくり計画検討進捗報告会開催（11 月 14 日 公園の検討の進め方等について説明） ・東京都との協議 ・公園区域、公園区域の考え方の検討
	12 月	・公園区域の概ねの範囲の検討・案の作成
平成 27 年	１月	・神達、丸塚一帯の現況測量（３月末頃まで） ・東京都との協議 ・地権者個別ヒアリング実施
	２月	・環境省との協議

（２）公園の基本的な考え方について

①公園区域の設定の視点

●災害犠牲者の慰霊の視点
・特に被害が大きかった地域や献花台が設置されている場所を取り込む

●安心感の確保の視点
・バッファ空間を確保するため堆積工や導流堤付近の場所を取り込む

●災害教訓の伝承の視点
・被災から生き残った樹木のある場所など災害遺構のある場所を取り込む

●もともとの地形の活用の視点
・高台から海までの眺望を確保できる場所を取り込む

●訪れやすさの視点
・御神火スカイラインや既存の道路に隣接する場所を取り込む

●その他の視点
・多様な世代の利用に応えられる規模
・良好な維持管理ができる規模

②公園の基本的な考え方

・被災を忘れず後世に伝えていくこと、みんなが集まり未来につながる場となることを主眼とし、子どもからお年寄りまで様々な世代に親しまれる公園とすることを、基本的な考え方として検討しています。
・公園区域以外の被災した土地については、新設町道を整備するなどし、利便性の向上を図ることで、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

メモリアル公園　基本的な考え方（大島町原案）

平成27年01月09日
大　　島　　町

※この資料は、大島町がH27年1月以降に権利者ヒアリングをする際に使用するものであり、今後の調整により変更することがあります。

○神達一帯は特に被害が集中し、犠牲となった方も多い
○個々のご遺族が被災地を造成して維持管理することは困難
○町による土地の取得は、被災者の生活再建支援にも寄与

「被災者等の意向を尊重しつつ、利用意向のない土地において、
復興を祈念するメモリアル公園を整備」
（H26.9月　大島町復興計画）

目的

←何のために公園をつくるのか

鎮魂。被災を忘れず後世に伝えていくこと。

みんなが集まり、思いをはせ、教訓を伝え、未来につなげる場

コンセプト

←どんな公園にしたいのか

『心が安らぐ場所』

・慰霊の気持ちが自然と出てくる
・穏やかな景観、美しい景観
・災害をしっかり伝える
・防災対策がなされた安心感

『大島らしい場所』

・大島の魅力を伝えるものがある
・観光客が必ず立ち寄りたくなる
・ジオパークの島をＰＲ
・他の施設との連携

『全ての世代が親しめる場所』

・高齢者
・中高年
・子育て世代の親
・若者
・子供
・幼児

機能

←そのためには何が必要か
※具体的な内容は、H27年度の委託設計で検討する。

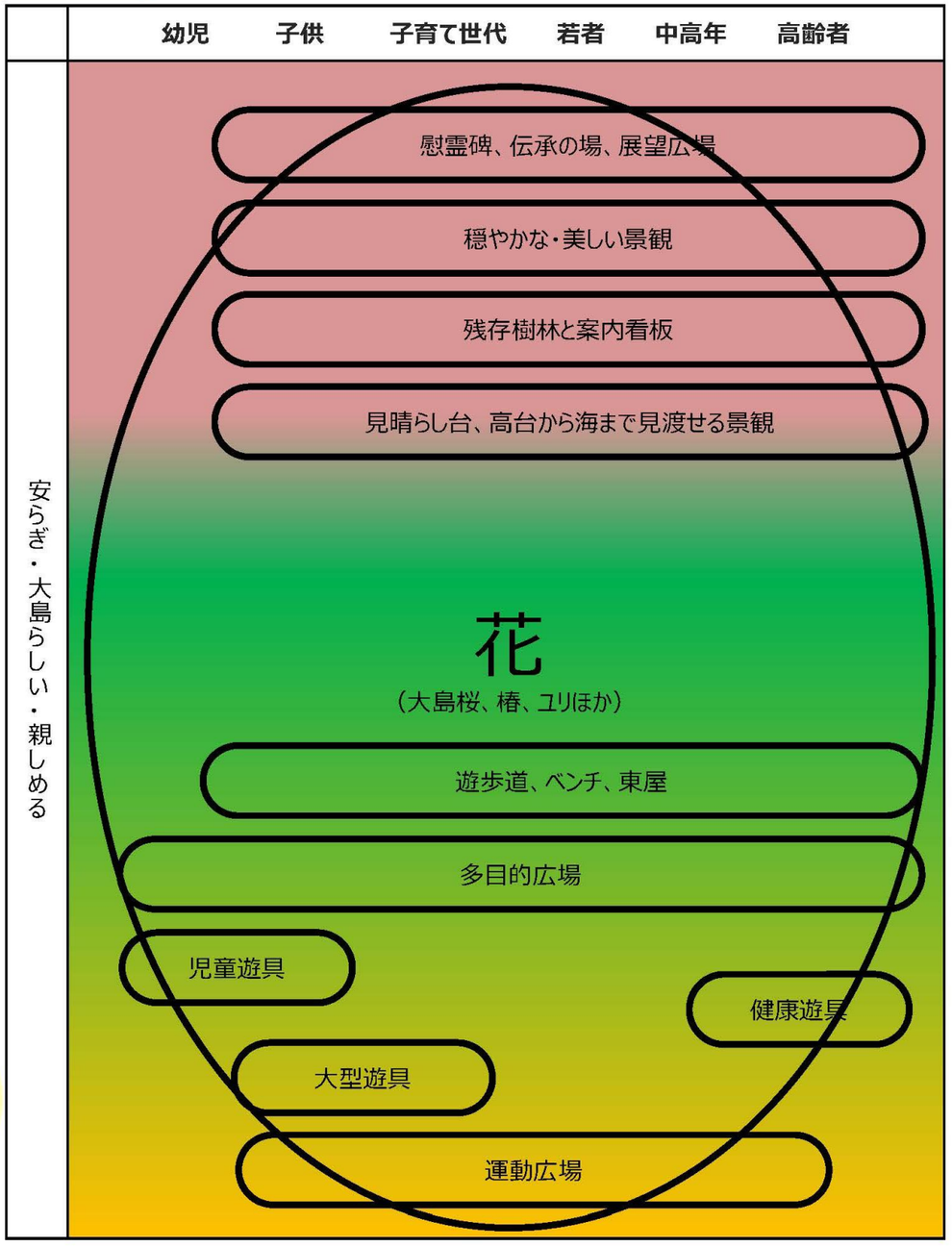

メモリアル公園として検討している区域（平成 27 年１月現在の案）

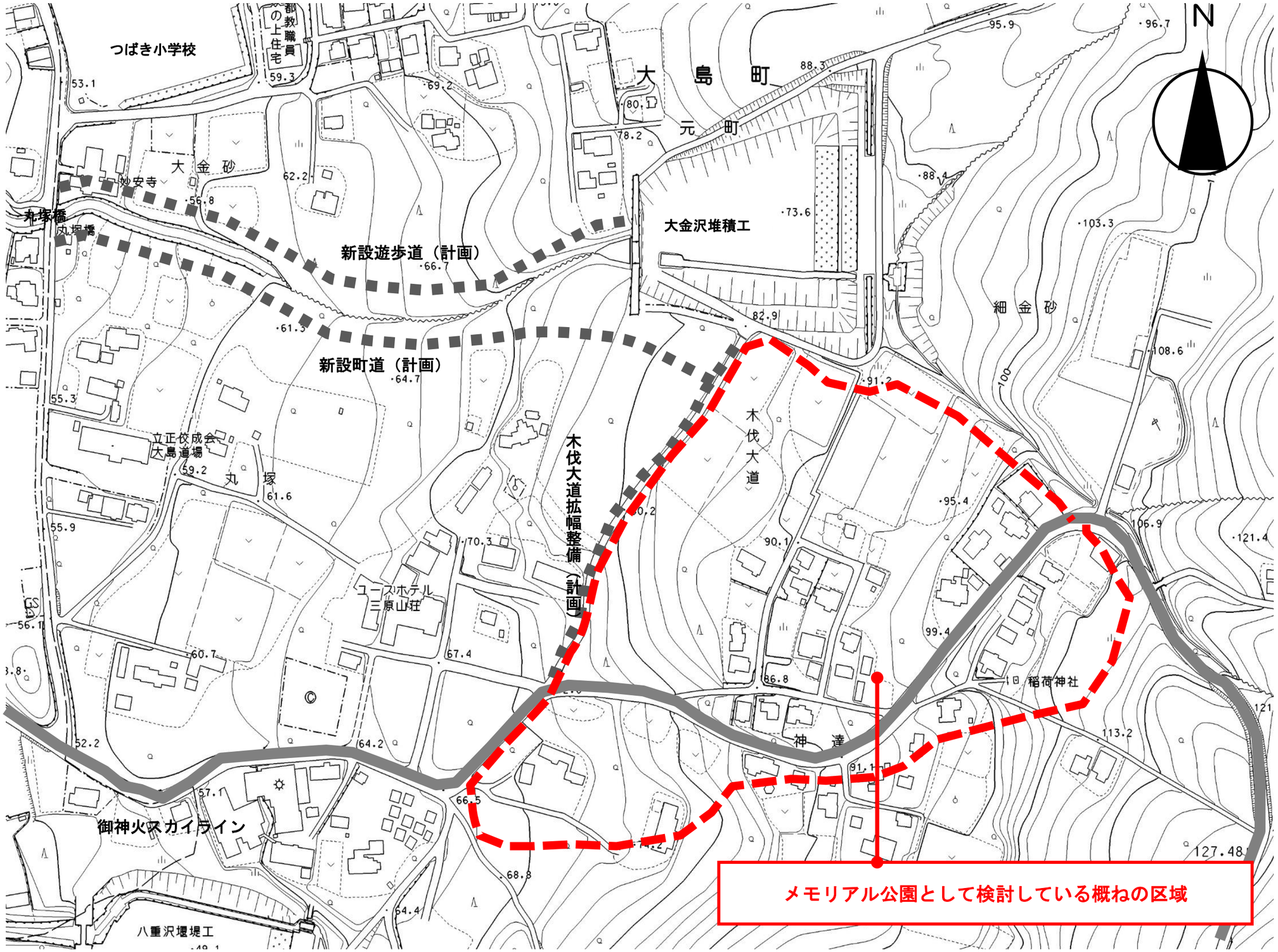

（３）今後のスケジュール

※公園の整備内容に向けた検討は、町民参加を得て継続して実施します。

メモリアル公園の整備の流れ

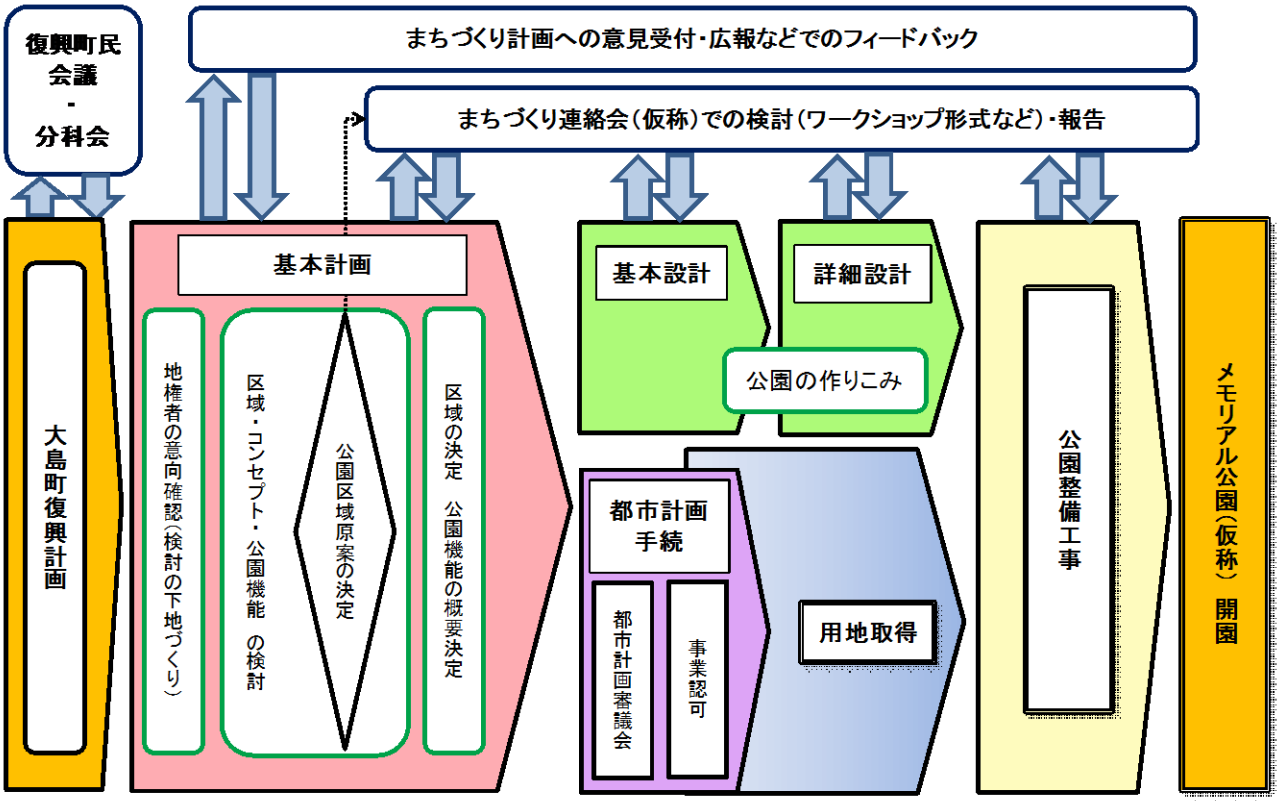

※　以上のフロー図は現段階での予定であり、この先変更になる可能性があります。

【メモリアル公園検討分科会の設置について】

・町民の皆様と行政の協働によるメモリアル公園の整備内容検討のため、元町地区まちづくり連絡会の分科会として、「メモリアル公園検討分科会」を平成 27 年度に設置します。

・メモリアル公園検討分科会では、追悼の場としてどのような工夫が必要か、どんな風景の公園にしたいか、公園でどんなことをしたいかなどを、少人数のグループに分かれて話し合い、公園のプランについて検討したいと考えています。

（４）その他

・被災した土地の土砂流出・防塵対策として、今後、地権者の方の同意を得て、緑化等を行うことを検討しています。